

平成27年12月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成27年12月11日

○出席議員 16人

1番 藤 本 治 君	2番 高 梨 弘 人 君	3番 久 我 恵 子 君
4番 照 川 由美子 君	5番 磯 野 典 正 君	6番 鈴 木 克 己 君
7番 戸 坂 健 一 君	8番 佐 藤 啓 史 君	9番 黒 川 民 雄 君
10番 末 吉 定 夫 君	11番 松 崎 栄 二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩 瀬 洋 男 君	14番 土 屋 元 君	15番 岩 瀬 義 信 君
16番 寺 尾 重 雄 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿 田 寿 男 君	副 市 長 関 重 夫 君
教 育 長 藤 平 益 貴 君	総 務 課 長 藤 平 喜 之 君
企 画 課 長 関 富 夫 君	財 政 課 長 齋 藤 恒 夫 君
税 務 課 長 土 屋 英 二 君	市 民 課 長 渡 辺 茂 雄 君
介 護 健 康 課 長 大 鐘 裕 之 君	生活環境課長兼 清掃センター所長 長 田 悟 君
福 祉 課 長 花ヶ崎 善 一 君	都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君
農 林 水 産 課 長 関 善 之 君	観 光 商 工 課 長 酒 井 清 彦 君
水 道 課 長 岩 瀬 健 一 君	会 計 課 長 岩 瀬 義 博 君
教 育 課 長 軽 込 貫 一 君	社 会 教 育 課 長 吉 清 佳 明 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 目 羅 洋 美 君	議 事 係 長 植 村 仁 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第53号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第54号 勝浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

- 議案第55号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第56号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第57号 勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例の制定について
議案第58号 勝浦市国民健康保険税条例及び勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第59号 勝浦市農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について
議案第60号 勝浦市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
議案第61号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
議案第62号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算
議案第63号 平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
議案第64号 平成27年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第65号 平成27年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
議案第66号 平成27年度勝浦市水道事業会計補正予算

第2 休会の件

開 議

平成27年12月11日（金） 午前10時開議

○議長（寺尾重雄君） ただいま出席議員は16人で、全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（寺尾重雄君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第53号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第54号 勝浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、議案第55号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） それでは最初に2つほど聞かせていただきます。まず、議案第53号の夷隅

郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてということでございます。説明によりますと、行政不服審査法の全部改正に伴いということで、共同処理する事務の見直しが必要となったという説明がありまして、条文の改正のほうがそれに伴って、第4条のほうに（10）ということになっていますけど、行政不服審査法ということで加わっているのはわかりました。一方で、現行の第1条と第4条の中に、第1条では、「夷隅郡市広域市町村圏の振興整備に関する事務及び事業を行ない」という表現、そしてまた第4条では（1）の「市町村圏の振興整備に関する計画の策定及びその実施のための連絡調整に関すること。」ということが今回削除されているんですね。それがなぜ削除されているのかということをご説明をいただきたいというのが1点であります。

それから、議案の第55条の勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定に関してなんですが、平成26年度税制改正で、国税のほうの猶予制度の見直しが行われたわけですが、今回はこれを受けて地方税のほうの猶予制度についても見直しが行われるということでありまして、平成27年度の税制改正で地方税法が改正されました。そこで、地方分権を推進する観点から、一定の事項について条例で定めるということで、今回条例の見直しが行われたということであります。

それで、改正案の中に、まず言葉で申しわけないんですが、こういう表現があります。「徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法」ということで、それ以降、条例の中では「納付」と「納入」ということで2つの表現が並列的に出てくるわけですが、いわゆる納付と納入ということと、2条で「納税」を今回「納付」に変えているわけですが、言葉の定義ということにはなるのかもわかりませんが、修正した理由と、その意味合いについてご説明をいただきたいということでございます。

それから、徴収猶予に関する変更で、新たに換価の猶予、これは国税は1年前にあるんですけど、地方税法でも換価の猶予を認めるようになっていきます。換価の猶予についてご説明をいただきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。議案第53号、第1条第4号の関係でございますけれども、これにつきましては、現在、広域市町村圏事務組合のほうでは、第3次夷隅郡市広域市町村圏構想という計画と、夷隅郡市広域市町村圏事務組合事業計画という計画をこれまで策定してきたところでございますが、それぞれ計画が終了となっております。また、総務省のほうで策定しておりました広域行政圏計画策定要綱、これは広域行政機構のあり方について、趣旨について要綱としてなっているような内容のものなんですけれども、これが社会経済情勢の変化や市町村合併の進展等の中で、広域行政圏施策は当初の役割を終えたものと判断されまして、平成27年3月に廃止されましたことから、夷隅郡市広域市町村圏事務組合で策定していました計画、先ほどの計画でございますけれども、この計画が終わりましたことについて、今後策定する予定がなくなったということになっております。このようなことから、第4条2項以降の消防や介護の関係の事務につきましては、今後とも共同で処理いたしますが、第1項の「市町村圏の振興整備に関する計画の策定及びその実施のための連絡調整に関すること。」という文章につきましては、先ほど申し上げました2つの計画を指しておりますので、これを削りまして目的を明確にしようとするものでございます。

また、第1条の削除の部分につきましては、この4条第1項を削除することから削除するというのでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。市税条例についてのご質問のうち、まず「納付」と「納入」の使い分けについてでございますけれども、地方税法上の用語として、納付とは、納税者みずからが納める場合を用いております。一方で、例えば事業主で所得税や住民税を源泉徴収してその集めたお金を納める方を特別徴収義務者と申しますけれども、この特別徴収義務者が納める場合は納入というふうに用語を使い分けております。

今回の市税条例第2条第3号では、納税者が納める場合について、「納税すべき」という規定になっておりましたことから、この際、地方税法の用語の使い分けにあわせて「納付すべき」に改めようとするものでございます。

それから、2点目、徴収猶予制度についてでございますけれども、岩瀬議員ご指摘のとおり、平成26年度の税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行われました。これを受けて地方税の猶予制度についても所要の見直しが行われることとなり、平成27年度税制改正において、地方税法が改正され、これに伴い、今回市税条例の改正を提案させていただいているものでございます。

換価の猶予とは、納税者の滞納税額について、例えば土地とか自動車のような動産、不動産、預貯金や給与などの差し押さえ、こういったものを滞納処分によって換価をしていくというんですか、お金にかえて市がその税金の回収を図ろうとしていくこととすれば、納税者の事業の継続もしくは生活の維持が困難になるおそれがあるとか、または滞納処分よりも一定期間猶予することによって、むしろ税金の納付が見込まれるということであるような場合については、これまで長の権限で換価の猶予をすることが地方税法上は規定がありました。これを職権による換価の猶予と申しますけれども、平成27年度の税制改正において、新たに納税者の申請による換価の猶予の制度が創設されまして、その申請の条件や申請書に記載すべき事項等が条例委任事項として設けられましたことから、職権による場合と申請による場合の双方について、今回市税条例において規定をしようとするものでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 議案第53号のほうは、そういう事情だということがわかりましたので了解をしたのですが、議案第55号の市税のほうですが、換価の猶予、公売するような場合、お金にかえるといったようなことがあるんでしょうけれども、それにかえることを猶予するということなんだろうと、要は、滞納が前提になってくるんだろうと思いますけれども、今の説明の中で申請をするということですから、その方々が申請をするわけですが、どういう言い方をしたらいいかわからないですけど、一般的な滞納と換価の猶予をして申請をさせるべく対応と、その辺の見極めというんですか、その辺は税務課のほうでされると思うんですけど、今の説明ですと、単なる滞納と、事業の継続や生活の維持が困難にするおそれに該当するか否かの判断ですよ。その辺についての判断を適切に行っていくのかどうかということだけお聞きして終わりにしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。一般に税については納期限を示して納付書等を送り

ますけれども、その納付期限までに納付がなかった場合は20日以内に督促状を發します。督促状で新たに納付期限を設けますけれども、それでもなお納付をいただかない場合については、何らかの事情があるだろうということで、徴収班を通じて臨戸するなり電話連絡をとっています。その時点で納税者との接触を図る努力をいたします。お越しいただいて、税金が納められないような特段の事情等があれば、その時点で分納の誓約というんですか、税の猶予についての相談も受けますし、中にはそういう相談なりをするから来てくれというお話をしてもお越しいただけない方もいらっしゃると思います。そういう督促状を發している文書の中には、滞納処分することがある旨の予告通知というのにも入っておりますけれども、一切こちら側の納税相談等の機会を設けてもお越しいただけないような方については、何らかの процедуруをしていくわけですが、納税相談を受けている中で、そうは言ってもお支払いできないよと言うと、担保を徴したりすることがありますけれども、これから始める申請による猶予の制度なので、まだ取り扱いの実例としてはございませんけれども、例えば事業の継続とか生活の維持が困難になるおそれがあるというのをどうやって見極めるかというお尋ねでしたけれども、申請書の中に詳しいその事情とか、添付書類としまして、これまでの収入の状況やこれからの収支の見込みについてを記載していただくようなものとか、資産とか負債がどういうものがあるかという書類を添付していただいて、その人が生活を維持する上でこの税金を納めることで一層困窮してしまうかどうかというのを判断して、払いたくない人とか、一方的な本人の都合だけで納めないというような方との違いは分けていくという考えであります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 2つお尋ねします。まず、議案第54号のいわゆるマイナンバーを、3種類の医療費の助成等にマイナンバーを使用するという旨の条例制定です。これは福祉課が所管されるわけですが、市民個人がマイナンバーに医療費の助成等の情報をひもづけたくないということで、マイナンバーを記載しないで申請を行う、そういったことも今後起こり得ると思うんですけれども、その際にどういう対応をされるのか、市民課のほうの住民票のデータの中には、個人番号が1対1で対応して見られるようになっているかと思うんですけれども、行政の側で申請者が記載しない場合には、行政の側でその申請者の個人番号を特定して、行政の側でひもづける、そういった対応をされるのかどうかということを、議案第54号の福祉課の所管の業務についてお尋ねをしたいと思います。

それから、議案第55号は税条例のほうですので、税務課のほうで扱う市税とかそういった税に対しても同じく年末調整で、扶養家族の申請というのを提出しておりますが、その書類にも、扶養家族変更ありなしということで、去年の書式と比べて今年書式には、個人番号記載の欄がそれぞれ本人と扶養する家族の氏名の下に書くようになっておりましたけれども、この場合、マイナンバーをこういった情報とひもづけたくないということで、あえて書かなかった場合にはどういう取り扱いになるのか、やはり先ほど申し上げたとおり、行政の側で記載がなくともそういう情報についてはマイナンバーと行政サイドで個人の意思とは無関係にひもづけるのかどうか、その点を、どういう処理をなされるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。まず、国のほうからのQアンドAによりますと、申請書などに個人番号を記載することが、各制度における法的な義務であることを説明し、記

載していただくようにしてくださいというのが、まず前提になります。そこで、窓口で番号記入を拒否された場合、本人が確認できない場合は、市町村におきまして勝手に番号を記入し、利用はできませんので、システムによる情報交換はできません。なお、庁内情報連携ですけれども、例えば税情報につきましては、私ども情報を得る側ですので、番号を記入しない場合でも、従来どおり課税状況等確認承諾や同意を得る手続をいたします。なお、申請様式に当該事項が承諾書の様式とかそういうものが定められておりますので、拒否された場合は従来どおりというふうに考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えします。税における番号の取り扱いですけれども、番号法成立とあわせて整備法ができておりまして、その中で国税通則法が改正されております。124条におきましては、国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長、勝浦市長なんかも該当いたしますけれども、その職員に申告書、申請書、届出書、調書、その他の書類を提出する場合は、当該書類にその氏名、番号を記載しなければならない云々と、法律上、記載義務が明確になっております。したがって、番号の記載についてはお願いするようになります。記載をどうしてもしないままの提出ということであっても、その書類そのものは受理いたしますけれども、例えば先ほど言われました扶養の申告書等については、来年末までに事業主から所属する職員ですとか、給与支払いを受ける方について、何らかの方法で番号を取得していただくようなことをお願いするようになります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 今の、扱いが福祉課と税務課のほうでちょっと違うように思うんですが、税務課のほうで、何らかの方法で個人番号を取得するというのは、行政サイドで住民票のデータから個人番号を特定して、それを申請者の情報と関連づけるということ、記入がなくてもやるということなんでしょうか、その辺を改めて確認したいのと、そうした場合、根拠になっているのは国の法律のようなんですけれども、今回の条例を、この場合は改正するわけなんですけれども、この条例の改正がなければ、それはできないと理解していいのか、あるいは上級法が優先で、条例改正があろうとなかろうとそういった行為がなされるということなのかどうか、その辺も含めてご回答いただきたいのと、福祉課の扱いにつきましては、医療費の助成に対する申請は関連づけないと。そうすると、従来どおりの申請の仕方ということで、それぞれの個人が税や所得や生活保護を受けているかどうかという情報について、従来どおりの添付して証明するというような手続になるんだろうと思いますけれども、強制的に関連づけられるとすれば、税はそういった情報で得るけれども、そのほかの情報について、本人に申請を求めるというような扱いになるのかどうか、その辺がどう区別されるのか、どういうふうに違ってくるのかというのは、もう少しわかるように説明していただきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えします。いろいろとご質問があったのですが、まず1つ、番号は記載がないまま提出された場合の処理についてということですが、申請書そのものに職員が本人の番号を記載する、補完入力するようなことはいたしません。しかしながら、いただいた情報で課税処理する上で、所得や扶養の数とか、ほかの給与以外の所得等を課税資料として積み上げていただいて、税金としての税額が確定していくとか、そういう課税処理の

中では最終的には機械処理の中でデータとしては個人番号としてのひもづけがされていくという扱いになります。申告書そのものに補完入力はいたしません、税の課税処理の中で、個々の課税の情報そのものは特定個人情報として情報提供に当たるように取り扱っていくようになるということになります。

もう一点、条例がなかった場合には、勝浦市は扱えないかというご質問でございましたけれども、法律上の義務がありますよということで、仮に勝浦市にその条例がなくても法定調書等、税に関する書類については法律の規定が生きているものと、国の法律に合わせて条例も齟齬のないように整合をとるような形で記載をしますけれども、そうしますと、例えば申告書には氏名や名前を書かなくてはいけない、番号を書かなくてはいけないという追加の文言が市の条例にないとしても、法律上は番号を記載しろという規定がありますので、たとえ市の条例になくとも法律上の規定が生きるものと解釈されるのではないかと考えております。税に関しては以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。先ほど答弁したとおり、まずは申請書に個人番号を記載することが、制度における法的な義務であるということをも説明して記載するようにしていただくというお話を窓口でします。そういう中で、番号を記載していただかないということになりますと、例えば、ひとり親家庭等の医療費等助成資格申請書というのがあります。そこにいろいろと住所、氏名、記載してもらいます。当然、今後はそこに個人番号という枠も設けられます。そういうことですが、一方、所得の状況ということで、一つその番号を記載していただかない場合は、例えば所得に関する証明書を添付するとか、あるいは勝浦市が保有する市民税に関する情報の所得及び控除の額について、勝浦市が調査することに同意しますとか、そういう記載欄がございます。そこにチェックなり署名をしていただきますので、そこからうちのほうはそれに基づいて、我々申請を受けて、それを許可する場合は、了とする場合は、所得とかそういうものが要りますので、これはどういう方法にしても本人からの同意を得ていただかなければ、その後の手続きができないということになります。ただ、一方、番号を書かないでいるということになりますと、例えばその方が転入して、前住所から証明等が必要な場合は、当然添付をしていただきます。その番号をつけることによって、その添付が要らない、番号が記載されることによって、うちのほうからは情報を取りに行けるという、番号を書いたほうが今後は本人にとっても、そういう転入者等にとりましては、添付が省略できるのではないかと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 税務課と福祉課、多少扱いが違うということなんですけれども、いずれにしても、マイナンバーと税情報については、かなり強力にひもづけされるというのは、あらゆるケースをとってもなされるということなのかなと理解をできるわけですが、ただ、福祉課の扱いについては、そこまでの扱いではなさそうですねですけれども、税のほうの扱いの根拠になっている、それだけ強力な取り扱いをするという根拠になっているのは法律的にはどういう根拠法があるのかという点と、こういうマイナンバーに税・社会保障等々の情報がかなり本人の意思とは無関係にひもづけられていく、そういう仕組みであることがだんだん明らかになろうとしているんですけれども、一方で、これが憲法違反だということで、今月1日に、

全国でも幾つかの提訴が行われたわけなんですけど、これは勝浦市だけにとどまるものではないので、そういったマイナンバーに基づく情報が個人の意思とは無関係に取り扱われるという点では非常に大きな懸念を感じるんですけども、かなり強引に進められようとしていますので、根拠になる法が何なのかということも改めてお示しいただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えします。番号法では、より公正公平な社会の実現とか、社会保障がきめ細かく的確に行われる、行政に過誤や無駄がない社会、そういった社会基盤を目指してつくられていく制度ですので、番号法で、今まで郵便で行政機関が所得情報とか扶養の情報とか資産の情報を情報照会をしてやりとりしていたものを番号という唯一無二のもので個人が特定されて、その情報をいち早く正確に情報交換ができるような仕組みが番号法の制度として組み込まれています。番号としては、基本的には特定番号を利用して情報が使えない、別表に掲げている事務については利用することができると。照会することができる仕事の分野とか内容は何かというのが、番号法の別表で規定されていますけれども、照会できるものというのは逆に照会を受けたら回答する義務がありますので、正しい情報、データについて、照会を受けたら、たとえ本人が番号法の記載をうっかり漏らしていたとか、誤って書いてきたというような、あるいは拒否されたといっても、それは行政として税情報としては特定個人情報とひもづけまして、正しい数字として情報提供あるいはうちのほうも取得していくというような仕組みの制度、根幹がそういうものであるから漏らさず取り扱っていくべきものというふうな理解で税務行政は取り扱っております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。照川議員。

○4番（照川由美子君） 議案54号、第3条についてお聞きをしたいと思います。3条の前半の部分は理解できるんですが、最後に「地域の特性に応じた施策を実施するものとする。」というふうに記されております。大変基本的な質問で申しわけありませんが、別表と絡め合わせながら、例を挙げてこの「地域の特性に応じた施策」という面が具体的にはどんなものなのかということをお教えください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。第3条の「地域の特性に応じた施策」ということでございますが、今のところ、勝浦市ではこの実施の予定はございません。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。照川議員。

○4番（照川由美子君） これから勝浦市という特性に応じた何か施策というものを考えていくということになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。別表との関連ということは何かないですか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。今回、利用に関する条例において、別表に3つの内容がございますが、こちらは法定利用、120ほどあるんですけども、その類似した業務で利用できるものの条例化したものでありますので、地域の特性に応じたものではないと認識しております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第53号ないし議案第56号、以上4件は総務文教常任委員会へ付託いたします。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第57号 勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号 勝浦市国民健康保険税条例及び勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第59号 勝浦市農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について、議案第60号 勝浦市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、議案第61号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。佐藤議員。

○8番（佐藤啓史君） 私のほうからは、議案第59号 勝浦市農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について、及び議案第60号 勝浦市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、この2件についてお聞きいたします。初日、提案理由の説明がありまして、これまでの農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止して、新たに2つの条例を制定するということになるわけでございますけれども、まず1点目としてお聞きしたいのが、農業委員会の農業委員の定数が9名、そして農地利用最適化推進委員の定数が11名という形になります。この農業委員9名と推進委員11名の、9名、11名となった根拠、どういった経緯でこの9名と11名となったのかのご説明をまずいただきたいと思います。

2点目といたしまして、農業委員会の農業委員については従前どおりの業務ということになるかと思っておりますけれども、農地利用最適化推進委員の業務というものがどのようなもので行っていくのか、その業務内容についてご説明をいただきたいと思います。

さらに、3点目としまして、現在の農業委員の委員、公選で選ばれている委員も、たしか月額3万円だと思いますが、報酬が支払われておるわけでございますけれども、今度の農業委員、そして推進委員についての報酬の定めというものはこの条例の中では見受けられませんけれども、どのような形で考えているのかご説明をいただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。初めに、農業委員9人、また推進委員11名、この人数を定めた根拠でございます。こちらにつきましては、農業協同組合等の一部改正する法律が平成27年9月4日に公布されました。これによって、農業委員会等に関する法律の一部改正も行われ、10月28日に農業委員会法の政省令が公布されたところでございます。

農業委員会等に関する法律第8条第2項の規定では、委員の定数は農業委員会の区域内の農業者の数、また農地面積、その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い条例で定めるとされております。

また、政令第5条で農業委員の定数の上限が定められ、今回新たに農地利用最適化推進委員

を委嘱する農業委員会につきましては、改正前の定数の半分程度、14人が改正後の上限となりました。

なお、改正前の農業委員の定数でございますけれども、選挙委員の定数が20人、このほかに選任委員が7人程度の27名でございます。この27名の半分程度ということで上限14名となっております。

また、農業者の数が1,100以下、また農地面積が1,300ヘクタール以下のいずれかの農業委員会で推進委員を委嘱する農業委員会が14人となっております。

勝浦市の農業者の数は、現在812経営体でございます。また、現行の農業委員の人数でございますけれども、選挙委員10人、選任委員6人の合計で16名でありますけれども、最適化推進委員を委嘱することから、委員会としての決定行為、こういったことを機動的に開催できるよう9名と定めようとするものでございます。

また、推進委員につきましてでございますけれども、11人とした根拠でございます。こちらでも今回の農業委員会等に関する法律第18条で、その定数を政令で定める基準に従い条例で定めるとされております。この中で農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数、これを100で除して得た数以下であることとすると定められておりまして、勝浦市の区域内では農地面積1,457ヘクタールとなっております。そういったところでこの推進委員につきましては、さきの11月6日の臨時総会を開催しまして、定数を11人とする案を決定したところでございます。これによりまして、農業委員の数が9名、推進委員の数が11名、合計20人になりますので、これまで以上の活動ができると考えてございます。

続きまして推進委員の業務の内容でございますけれども、こちらは現在、農業委員は事務的な決定行為と現場、両方行っているところでございます。今後もそういったことも可能でございますけれども、さらに現場活動を積極的に行うために置くものでありまして、主に担い手への農地集積とか集約化、または耕作放棄地の発生防止、解消、こういったものを強力に進めていくために農業委員とは別に新設されたものでございます。

3点目の報酬でございますけれども、こちらにつきましては、今後推進委員の報酬も定めなければいけないと考えておりますので、こちらにつきましては、また3月定例会のほうで議案を上げさせていただく形になろうかと思っております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○8番（佐藤啓史君） 農林水産課長、ありがとうございます。本来農業委員会の事務局長という方はいらっしゃいますけれども、ここでの答弁は農林水産課長ということで、数の根拠、委員の数の根拠についても細かくご説明いただきましてありがとうございます。

業務の内容についてですけれども、私、今聞いたところによると、農業委員は現行の月1度の委員会の会議、推進委員というのは現場に出て、あらゆる耕作放棄地ですとか、農地の集約化という形で現場を見て回る形になるのかなというのが、今イメージできたわけでございますけれども、いずれにしても、報酬についても今後3月議会というお話もございましたけれども、私のほうで思うのは、今回こういうふうになることによりまして、できれば各地区に出向いて行って、説明会とかこういうふうになりますという形の周知、あるいは今後は公選ではなくなりまして、市長の指名、任命という形になります。公募という形の委員あるいは推進委員、さらには地区推薦という形も出てくるかと思っておりますので、地元といいますか、私のほ

うにもどうなっているんでしょうかという相談もありますので、担当課あるいは農業委員会事務局、地域に出向いて行っていただいて、できればこういった形の説明会、ないしはまとまった地域でも構いませんので、そういう形をやっていただきたいと思うわけでございますけれども、それについてご答弁いただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。このたびの法改正によりまして初めての試みでございます。また、今回は、応募等ございますので、各地区での説明会周知、どういった形での地区単位にするかはまだ定まっておりますけれども、これにつきましては農業委員会と協議しまして、早々に行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○5番（磯野典正君） 私のほうから1つ、議案第61号 勝浦市水道事業条例の一部を改正ということですが、この水道の停止にかかわる2,000円だったものが4,000円になった根拠をお示しいただきたいと思います。

また、周辺自治体の開閉栓の手数料というのは他の地域はどのくらいの料金になっているのかお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。今回の勝浦市水道事業条例の一部改正の内容でございますが、条例第28条第2号中の第32条各号の給水の停止に係るもの1件につき2,000円を4,000円に改めようとするものでございます。条例第32条各号の規定というものは、こちらは開閉栓手数料のうち通常時にかかるものではなく、水道料金を規定期間内に納入しないとき、また使用水量の計量または検査を拒み妨げた場合等で、警告を発してもこれを改めないとき等に給水を停止するものでございまして、現行の2倍の4,000円に改め、罰則を強化することにより、抑止効果の向上を図ろうとするものでございます。

2点目の近隣の開閉栓手数料の状況ということでございますが、長生、夷隅、安房郡内の10月1日現在の状況を調査しましたところ、長生郡内では長生都市広域市町村圏組合という一部事務組合で水道事業を行っておりまして、こちらの開閉栓手数料は2,000円であります。夷隅郡内のいすみ市では開閉栓手数料が1,000円、大多喜町は同じく1,000円、御宿町では1件1万円、次に安房郡内の状況でございますが、南房総市で開閉栓手数料1件6,000円、鋸南町で4,000円、鴨川市で4,320円、三芳水道企業団、こちらは館山市と南房総市の一部の地域に供給している企業団でございますが、そちらが2,000円でございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○5番（磯野典正君） ご丁寧な説明ありがとうございます。未納という状況の方だということだと思ふんですけども、こういうふうに金額を上げているということは、そういう方が増えてきているのか、それともその数というのは特に変わりはないけれども、こういった促しをするということなのか、その辺をお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。滞納状況から申し上げますと、平成26年度末現在の高額滞納者の数は、100万円以上の滞納者が7件、50万円以上ですと23件、10万円以上ですと74件が平成26年度末の状況でございます。平成25年度末と比較いたしますと、多少増加傾向にござ

ざいます。水道事業条例で第32条各号の給水停止をできる場合というケースのうち、水道料金の未納者に対します給水停止、滞納閉栓のケースでございますが、こちらは、勝浦市水道料金滞納整理事務手続要綱に基づきまして、3カ月以上滞納している者に対し、給水停止予告通知を発し、その通知書の納期限までに完納または分納がない場合に給水停止を実施しております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○5番（磯野典正君） これだけの数があるとは、ちょっと驚きだったんですけども、通知をしても3カ月の滞納があつて、通知期限までに納入されていないという方がこれだけの数があるわけではないですよね。あくまでも先ほど数字で出していただいたのは、今現状の滞納の数字だというふうに理解するんですけども、これだけの数字の件数を、今後どのように進めていくのか、それともこの104件の件数のものに関しては、既に閉栓をしなければいけない状況にあるのか、この辺をお伺いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。滞納閉栓の実施状況から申し上げますと、平成26年度滞納閉栓の実施状況で申し上げますと、毎月2名一組の2班で月に1回、滞納閉栓実施をしております。平成26年度の滞納閉栓の実施状況でございますが、年間訪問件数が378件、滞納閉栓を実施したものが52件、そのうち滞納閉栓を解除したものが41件、なお、現在まで閉栓中のものが11件ということになります。

なお、毎月の給水停止予告通知件数は、月に200件程度はございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 議案第59号の勝浦市農業委員会の委員と、議案第60号の農地利用最適化推進委員、この2点についてお伺いします。

1点は、先ほど佐藤議員が聞かれていましたが、本年度の定数が9名と11名ということで、今までは27名、上限が14名とされる中での決定というご回答がありました。法律の一部改正ということで増減の理由として資料にありましたが、本年度はそれぞれ実際何名いるのかということをもまず1つ。

2つ目が、農業委員会の委員の選挙廃止ということで、今後どのような方が選出されるのか、委員会の構成はどのようになっているのかということをお聞かせください。

3点目は、農地利用最適化推進委員というのは、どんな論議をしているかがこの名前でわかるんですが、勝浦市農業委員会というのは、どんな内容を主に論議をしているのかということをお答えください。

4点目は、勝浦市は漁業ということが基幹産業となっておりますが、漁業関係ではこのような仕組みが、どういうものが該当になっているのかということをお聞かせいただければ幸いです。

○議長（寺尾重雄君） 照川議員に申します。今、議題となっているのは、関連じゃなく。

○4番（照川由美子君） それでは4点目は取り下げます。

○議長（寺尾重雄君） 午前11時15分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。初めに、現在の農業委員の人数でございますけれども、全員で16名となっております。その内訳でございますけれども、選挙による委員が10名、選任による委員が6名で選任の委員のうち議会選出の方が3名、JA、土地改良区、わかしお農業共済組合、こちらが各1名となっております。

続きまして、どのような方が委員になるのかとのことでございますけれども、主に認定農業者、または担い手などの方が望ましいと考えております。また、農業委員では中立的判断をする人ということで、1名以上入っていただく形になろうかと考えます。

続きまして、推進委員ですけれども、こちらは平成28年4月1日からの新たな新設にされるものでございます。

4点目の会議の内容でございますけれども、現在、農業委員会のほうでも会議録をホームページで公表しておりますけれども、主に農業者同士の土地の売買、また、土地の貸し借りの許可、そのほか転用申請が出たものに対して、こちらが妥当であるかどうか、それによって県に進達する、そういったことを行っております。なお、農業委員におかれましても、農業者同士の農地の貸し借りの推進、こういったものも行っているところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。照川議員。

○4番（照川由美子君） わかりました。この方々は各地区を網羅しているのかなというふうな素朴な質問なんです、もし教えていただけたらというところです。

それから、土地の売買許可、そういうものを取り扱っているということを、今、お聞きしました。今年は何件ぐらいそういうものがあって、今、急に聞いても大変失礼なので、後で教えてもらいたいし、それから資料を見てもわからなかったんですね、ですから、そこら辺の、新たな農地利用最適化推進委員なんかについてもわかるような資料が欲しかったと思います。

○議長（寺尾重雄君） 照川議員、答弁のほうは。

○4番（照川由美子君） 各地区網羅しているか。

○議長（寺尾重雄君） 答えられる範囲で、答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。上野地区、総野地区で主に農業をやっておられますけれども、勝浦、興津地区を合わせまして、各地区網羅している形になってございます。

なお、土地売買事例の件数につきましては、改めてご回答したいと思っております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 引き続いて、農業委員会にかかわる議案第59号と議案第60号についてお尋ねを申し上げます。TPPの問題があって、日本の農業が大きく曲がり角にあると思うんですけれども、それとの関連で農業改革、農地法、そして農業委員会のこういう改変が行われたものと思いますが、上級法の改正といいますか改悪によりまして、条例では定数の定めだけであって、定数何名とそれぞれするというだけの条例制定なわけですが、これによってこれまでの農業委員会の活動と、これからの農業委員会の活動が大変大きく変わるのではないかとと思いますが、そもそも広大な平坦な農地を営利企業がそれに参入していける道を開いたものが、

今回の一連の改革の狙っているところではないかと思うんです。だから、勝浦市においてそういった企業が勝浦の農地を狙っているとか、そういうことにいきなりなるとは言えないかもしれませんが、日本全体として大きくさま変わりする、そういった改革だろうと思うんです。農業委員会と農地利用最適化推進委員を分けることによって、これまで以上に活動が拡大するというか充実するというか広がるという説明なんですけれども、農業委員会そのものの機能は縮小されるんじゃないか。農地の番人としての農業委員会の役割、それが地元根差した農業委員の数が減ることによったり、あるいは中立ということをやうやう第三者といいますか、農業者以外の方を1名以上入れる、定数を減らしながら一方でそういうこともされるということで、大きく変わる要素が多々含まれていると思うんです。そういう点でさま変わりが起こるのではないか、どういう変化を想定しているか、お尋ねをしたい。

議案第61号の水道料金の料金改定なんですけれども、手数料については非常に細かく見直しがされて、議案第56号のほうは印鑑証明の再発行に伴う手数料の新設でしたけれども、この議案第61号というのは、今ある料金の改定なわけですね。今ある料金を、2,000円を4,000円にするということなんですけれども、料金を見直す際に、引き上げることばかり目が向いておりまして、新しい手数料の新設であるとか、今ある料金の値上げであるとかという形に動いているんですけれども、この開閉栓手数料につきましては、2,000円という額ですけれども、例えば2カ月に1回利用する、そういった別荘の利用者が2,000円という額で開閉栓手数料を支払うと、2カ月に1回利用する方にとってみれば、開閉栓手数料と1カ月の8立米未満の使用料に対する基本水量料金が約2,000円ということで、4,000円かかるわけです。2カ月たつと、閉栓したりしないでも同じ金額が基本水量でかかっているのが現状だと思います。年に2回とか3回とかという利用であれば、そのたびごとに開栓、閉栓すれば、不必要な支出はしないで済むと思いますけれども、2カ月に1回程度の利用があると、基本水量が高いのと開閉栓手数料と同額なものですから、そういった細かく閉栓、開栓をしても、しないでも同じという、そういった状況があらうかと思いますので、私はむしろ値上げとともに、今現行の2,000円という、値上げしない通常の利用者や臨時的な利用者に対する2,000円という開閉栓手数料を1,000円に引き下げるといいうこともあわせて行うべきではないかと思いますけれども、そのような点での合理性がないかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。今回の改正によりまして、今後、農業委員会の機能も縮小されるのではないかと、また今後変わるのではないかとのご質問でございますけれども、現在、農業委員会におきましては、先ほどもご答弁いたしましたけれども、農地の許認可、こういったものの合議体としての決定行為、また、担い手への農地利用の集積などを行ってところでございます。こちらを今後、より地域の現場活動を積極化するために農地利用最適化推進委員も含めまして、全体で20名となつてございます。そういったことから、今後におきましては、今よりもさらに地域との密着、また活動が良好になるものと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。今回の開閉栓手数料の見直しに合わせて通常時の、現行2,000円でございますが、こちらを引き下げる考えはなかったのかというようなご質問でござ

ざいますが、先ほどもご答弁いたしましたとおり、現在の現行一律1件2,000円という手数料につきましては、近隣市町と比較いたしますと、突出して高額ではないと考えております。したがって、現行の通常時の開閉栓手数料は1件2,000円のまま据え置く、そのかわりに悪質な水道水利用者、条例第32条各号に掲げてあるような悪質な利用者に対しては罰則を強化して、抑止効果の向上を図ろうというものでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 農業委員会の定数、そして農業推進委員の定数についてのお答えがありましたけれども、今回、公選制から任命制に変わるわけですが、非常に大きな変化だと思うんです。恣意的な選任とか、あるいは排除とかいうことがあってはならないと思うんですけれども、選任に当たって、どう今までの公選制であったものからそういう任命ということになっていく上で公正な選任がされる、どうそれが担保されるのか、その点をご説明いただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答え申し上げます。新たな農業委員、こちらにつきましては、今後公募によりまして推薦をする者、また、みずから応募する方がいると思います。それをもちまして、また議会の同意等をいただく形になりますので、透明性のある公平な委員が選任されると考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 1人以上、中立性ということで選任をするという規定が新たに盛り込まれているんですけれども、その趣旨、どういう方が選任されるものなのか、どういうことが見込まれているのか、その辺をご説明をいただいて、地元に関心した農業者の方々が今まで主体となった農業委員会、その人数とどういう条件の方々を選任するかということで、そういうことで構成されてきたわけですので、地元とのつながりは非常に強かったものが、やや薄らぐという傾向を感じるわけなんですけれども、そういう点での1名以上の新たに選任される方の性格をご説明いただきたい。

あと、開閉された水道料金についてなんですけれども、私は、2,000円の料金と基本水量制の料金と、それぞれ今2,000円程度の額になっておりまして、基本水量制の料金8立米未満の使用料でも毎月2,000円支払わなくてはならないという料金は、やはり高い設定だということを見ないといけないと思うんです。2,000円の開閉栓手数料の近隣との比較だけでは判断が済まないんじゃないかと思うんです。だから、基本水量制で8立米未満で、全く使わなくても1カ月2,000円かかるという今の料金体系のあり方との関係で開閉栓手数料の見直しというのが必要ではないかと申し上げているわけなんですけれども、そのことについてのご見解を示していただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。今回の農業委員につきましては、先ほどもご答弁いたしましたけれども、あくまでも推薦または公募、こちらによりまして応募されてきます。そのようなことから、今後、応募の要項等も決定していくことになります。中立的な方1名ということでございますけれども、こちらは農業者以外の者ということで、例えばJRの方とか、そういった方も可能かと思っております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。開閉栓手数料、通常時、善良な水道利用者でござい
ますと、1件2,000円に据え置くということで、別荘と所有されている方につきましては、大方
の方の利用状況は、夏または年末年始に利用されている方が多いというふうに認識をしており
ます。そういう方につきましては、大体基本水量以内でございまして、1カ月に基本料金1,700
円プラス13ミリの量水器ですと、メーター使用料は80円、それぞれ消費税を上乗せしまして、
1カ月基本料金としてメーター使用料合わせまして、税込み1,922円をいただいております。な
お、閉栓の届け出がございましたら、それ以降は基本料金もかからないという形になります。
他の水道事業体では、閉栓していても基本料金の半額をいただいているという事業体もござい
ます。そのようなことから、アパート等で退室して1カ月後には入居者がほぼ決まっていると
いうアパートのオーナーの方につきましては、閉栓せずに、なお引き続き開栓状態で使えるよ
うに維持するという状況が多いように考えております。そのような場合は、基本料金の1,922円
でずっと開栓状態ですので、開栓という手数料が発生しませんので、プラス2,000円は上乗せは
ありません。また、今回の手数料の見直しにつきましては、善良な水道使用者がこの条項に該
当することはまず考えられませんので、悪質な水道利用者に対する罰則の強化というふうに考
えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。丸議員。

○12番（丸 昭君） 議案第59号、議案第60号について、ただしたいわけですが、今回、条例
改正が9件出されております。そういった中で、議案第59号、議案第60号、農業委員会の条例
改正なんですけれども、農業委員会制度がここへ来て大きく転換しようといったような状況に
あるわけなんですけれども、そういった重要な議案に対して、今回、審議資料は全くないといふこ
とはいかがなものかなというふうに思いました。いずれにいたしましても、採決までまだ日に
ちがありますので、それぞれの常任委員会に対しまして関係する資料の提出ができるかどうか、
その辺を伺っておきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答え申し上げます。大変申しわけございませんでした。こちらの
資料につきましては、農林水産省で農業委員会法の改正についてというものがございまして、
こちらの資料を提出させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第57号ないし議案第61号、以上5件は産業厚生常任委員
会へ付託いたします。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第62号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算、議案第63号 平成
27年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第64号 平成27年度勝浦市後期高齢者医療
特別会計補正予算、議案第65号 平成27年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第66号
平成27年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明及び補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） 私からは、議案第62号 平成27年度勝浦市一般会計補正予算、25ページから26ページ、総務管理費の中の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業（先行型）の中の80万円、勝浦市住民主導型地域づくり支援事業補助金についてお伺いいたします。

この事業については、松野区と鶴原区の2区に対する40万円、40万円、合計80万円の補助事業というふうに伺っておりますが、まず初めに、改めてこの補助事業の概要について説明をいただきたいと思います。

次に、どのような過程を経て、この松野、鶴原の2区の選定に至ったかの説明をお願いいたします。

また、両区がこの補助金を活用して、どのような事業を行うのかについてご説明をお願いします。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。25ページから26ページの先行型の交付金でございますが、これは地方創生の関係の先行型交付金、タイプⅡと言われるほうのものでございます。まず、概要でございますけれども、これにつきましては、地縁組織等を対象にいたしまして、自主的に行うまちづくり活動に対しまして活動助成金を支給するものでございます。

本年度につきましては、議員おっしゃいましたけれども、先行的に松野区と鶴原区、2団体で実施をいたしまして、次年度からは、さらに2団体増やしまして4団体を行う予定としております。

この業務の中で、まちづくりの活動テーマというものについては自由でございますけれども、基本的に何点かございまして、1つ目といたしましては、環境点検まち歩きなどの現状分析、地域ビジョンの作成、具体的まちづくりプロジェクトの実施の手順を踏みまして、ワークショップなど地域づくり専門家の指導を受けるものとしております。本年度事業80万円ということではしておりますが、12月補正で、実施の期間が短いということで、今回の2地区の事業につきましては、環境点検まち歩きなどの現状の分析と地域ビジョンの作成を成果目標ということで、まちづくりの基礎的体力を評価いたしまして、次年度以降につなげていきたいというふうに考えております。

また、松野区と鶴原区に決めた過程といたしましては、今年度の4月から齋藤雪彦シティマネジャー、うちのほうではプランニングディレクターという役職でやっていたところでございますけれども、その齋藤雪彦氏のほうが市内の市政協力員関係の方ですとか、各種団体の方とヒアリングを実施いたしまして、松野地区のZ P倶楽部という団体と、鶴原地区の区長とお話ししたところ、まちづくりのモチベーションを感じたということで、その2地区のほうに決めさせていただいている経緯がございます。

あと、事業は何をやるかということですけど、先ほど申し上げました内容でございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） 先ほどのご答弁の中で、次年度から2団体増やして合計で4団体というお話がありましたけども、今後ほかの地区がこの事業を活用したいと考えた場合に、どのような方法で選定をしていくのか、また、その選定の方法等を含めて、この事業があるんだよという周知をどのように行っていくのかお聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。今年度2団体から来年度さらに2団体増やして4団体ということで選定をさせていきたいと思っておりますが、基本的には全市政協力員の皆様方に対しまして、こういう交付金を活用したまちおこしができますよということでご説明を申し上げる必要があると感じております。そのようなことから、そういう説明と募集ということを兼ねまして、来年、年明けなんですけれども、1月26日に、市政協力員の新年会がございます。その席をおかりして、時間を若干いただきまして、ご説明の上、募集をさせていただく予定としております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○7番（戸坂健一君） この1月26日の新年会で説明ということでございますが、どのような方法をとるかはまだわからないんですけれども、この26日に急にこういうものがありますからと言われても、その場では答えにくいこともあるかと思いますので、もし可能であれば事前に情報となるべく早くお知らせいただきたいと思います。答弁は結構です。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） 一般会計補正予算について、何点かお伺いします。最初に、歳入と歳出がそれぞれあるものが3件あります。最初に、19ページの総務管理費、前段者がやったところにあるタイプⅠの40万円、ロケ誘致事業ですね、これも今回先行型の交付金ということで載っていますが、それが歳出のほうでも計上されておりますので、その件について。

2点目としては、20ページの農業費補助金で、今回、基盤整備促進事業補助金250万7,000円の減額ということでございます。理由は説明書に書かれていとおりなんです、これについて。3点目が、ふるさと応援基金繰入金のうちの市営野球場、これも歳出が伴っているものでございます。歳出が伴わないものでは、25ページの公共施設総合管理計画策定支援業務についての4点です。

まず、1点目なんです、書かれていとおり、地方創生先行型交付金を活用して、タイプⅠのローカル鉄道沿線自治体連携によるロケ誘致事業40万円の歳入と歳出がございます。この事業の内容等について、これは支出の目的が視察になっておりますので、そしてまた、夷隅郡市の2市2町が連携してということなので、連携による地方創生を行うという意味では非常にいいかと思えます。そういう中において、これを具体的に決定していれば、具体化をお示しいたいんですが、具体的になければ、どのような関係団体、また市の職員も含めてどういう方が視察をして、それをどのように今後この地域に活用させていくのか、そういうことでお聞きします。

2点目の基盤整備促進事業費、これは農道舗装の新設工事が、当初計画では4路線あった中で国の予算減により1路線に減少し、3路線は今回やらないということだと思いますが、これも国庫負担金が絡む問題ですが、あと3路線、これは地元負担金がどうしても絡む問題ですね。約15%は地元負担ということで、農道舗装についても受益者負担が発生しますが、当初、

計上するに当たっては受益者等からの要望もあったと思いますけど、3路線については今後どのような対応をするのか、また地元との協議は、当然整っていると思いますが、その辺の関連について伺います。

3点目のふるさと応援基金のうち市営野球場代替施設整備事業、これが46ページに、何をやるかは説明書でわかりました。北中の野球場があるわけですけど、具体的にいつから工事をやって、どの程度の工事をして、期間とかについて、伺いをしたいと思います。というのも、これは全面的な改修、土砂の敷き直し、黒土等敷きならしということなんで、ある一定期間は使えなくなるんじゃないかと思います。そのときの代替地の代替というふうになっちゃうかどうかわかりませんが、スケジュールがあると思いますので、その辺について、また、ここを使うスポーツ大会等に対しての配慮について伺います。

4点目は、25ページの公共施設等総合管理計画策定、800万円。800万円の計画を策定というのは、かなり大きなものになると思います。初日の説明では1年以上の作業がかかるので、繰越明許を行うという説明もございましたが、具体的に何を計画していくのか、どのような公共施設の対応を、どのように計画していくことを目的としているのかについてご説明をお願いします。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答え申し上げます。私のほうからは、地方創生先進地視察委託金40万円に関しましてご説明申し上げます。内容ということでございますけれども、この事業につきましては、いすみ市が中心となって推進します2市2町ローカル鉄道沿線自治体連携によるロケ誘致事業で、いすみ鉄道沿線市町と連携しまして、ドラマですとか映画の撮影場所といたしまして利用を増やしまして、ロケと食等を核にいたしまして、観光客を誘因していこうというような狙いの事業でございます。勝浦市につきましては、この中に予算要求させていただきました先進地視察のほうを御宿町、大多喜町、いすみ市と連携で行う予定でございますけれども、これに勝浦市のほうで視察に行く団体につきましては、今後庁内で検討も必要なのでございますけれども、外部の団体、関係する団体をメインに考えているところでございます。また、職員のほうも行かないというわけにもいきませんので、参加をさせていただくように考えているところがございます。また、地域にどのように活用するかというところでございますけれども、先ほどちょっと申し上げてしまいましたが、このロケを活かしまして、今後勝浦市につきましては、大きな宿泊施設等もございますので、そういうロケで活用していただくとか、あとは食、タンタンメンですとか、そういうもののPRにもなるということでつなげていければなというふうに考えているところはございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。私のほうからは、農業基盤整備促進事業の関係をお答えさせていただきます。当初4路線が1路線、こちらにつきましては、国の予算減によるものでございますけれども、この事業につきましては、圃場整備実施地区の未舗装、こういった農道を行っているところでございます。当初の4地区につきましては、杉戸地区が全てでございまして、今回1路線の実施となったわけでございます。このことから地元とは協議をいたしまして協議は整ってございます。残りの3路線でございますけれども、こちらにつきましては、引き続き継続事業として要望しているところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。北中学校グラウンドの市営野球場代替施設の維持補修工事についてでありますけれども、まず1点目、いつからどのくらいの期間をかけてということでありますけれども、予定としては、2月に約2週間程度で終了する工事というふうに考えております。

2点目のどの程度の工事なのかというところでありますけれども、これについては、以前の市営野球場のときから、毎年実施しておりますけれども、グラウンドの土は雨とか風によって土砂がある程度流れるということがありますので、これについては毎年土や砂を補充して、またそれまでの土と攪拌をして、転圧、整地等が必要であるということから行っている補修工事であります。

3点目のその期間の北中学校のグラウンドについてということでありますけれども、野球部の練習等に支障があるかと思っておりますけれども、ボールを扱って練習するとか、年間を通じて一番支障のない期間を選んで2月に実施するということでありまして、その間は外野の芝生の部分で練習をしていただくということで、特別大きな支障があるというふうには考えておりません。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。公共施設等の総合管理計画の策定支援の関係でございますが、計画の目的といたしましては、ご承知のとおり全国的な問題でありますインフラ整備等、これからどんどんそういうものも老朽化していく中で、地方公共団体におきましても、今後厳しい財政状況が続くという中で、今後人口減少等によりまして公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されるということから、なるべく早い段階で公共施設等の全体を把握いたしまして、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化なども計画的に行うことによって、将来の財政負担をなるべく軽減していく。これは総務省のほうから、国のほうからも、国もそういうインフラ整備計画というものも策定しておりますが、それに合わせ地方公共団体もそういう計画をつくってくださいという要請もございました。そういうこともありまして、今回計画を策定しようとするものであります。その計画の内容につきましては、本市が保有しております全ての公共施設、これは道路も含めまして、土地も含めます、体育系の市民文化系の施設、また社会教育系の施設、学校教育の関係、保育所も含めます消防施設、庁舎、清掃センター、衛生処理場、公園等、これは公営企業の部分も入っておりますので、上水道も入ってくるというふうに考えております。その内容につきましては、今の公共施設等の現況、また将来の見通し、これがずっと維持したと仮定した場合、その維持管理経費、また修繕等にどのくらいの経費が必要になってくるのか、それにあわせ、市の財政状況もそういうときになったときにそれが負担できるのか、もし負担できないのであれば、早目に、例えば必要な施設であれば予防的な措置をとっていきなり、それを集約していきなり、複合していきなり、そういうことを見通している。それにつきましては、人口の見通しも必要になってくるということでございます。

それらも含めまして、全て洗い出した後に、今後の施設のあり方、広域的な問題もございます。PPPやPFI等、それも検討していかなければはいけません。そういうのを盛り込んでいきたいというふうに考えておりますので、それらを含めた計画を考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 質疑の途中でありますが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 1回目の質問にご答弁いただきました。1回目に4点だったんですけど、5点ありましたですね、済みません。25ページのふるさと応援寄附者お礼品取扱業務委託料が2,700万円という数字が今回補正されています。先ほど関係課に資料をもらってきたんですけど、すごい品数が、大分増えたみたいでありますね。そういう中で、このお礼品の取扱業務ということですので、当然外部委託をしている話なんですけど、この内訳というか、今回、補正された2,700万円の内訳というか、細かい数字は要りませんけど、どういう品物がどのように今後対応していくようになるのかについて、2回目の最初にお伺いしておきます。

あと、先ほどの1点目の2市2町の交付金の使途なんですけど、今後、いすみ市が中心となった上での夷隅郡市の活性化のために行いたいということだそうですので、そのことについては評価できるものだと思いますが、この外郭団体、勝浦には既に勝浦ロケーションサービスという市内のロケに対する団体もおりまして、たしか昨日も今も守谷で撮影をしているというような話も聞いています。そういう市内団体もありますので、それらと今回やろうとしている団体等も絡めて、その辺の整合性も含めた形で考えていかなければならないと思いますが、あとは観光とか宿泊等もこれによって増やしていきたいという話ですので、その辺の今後の対応をもう一度お伺いしたいと思います。

それと、こればかりではありませんけど、今、地方創生でそれぞれ交付金が先行型もありますし、これから交付金をもらうことになります。それによって地方創生、勝浦市の創生をこれから進めていくという上において、あくまで国の交付金ですので、これは会計検査が必ずあるということになりますね。ほかの交付金もそうですが、国庫の交付金を使うと会計検査という国のお目付役がありますので、その辺がこういう事業をやるに当たって、適正にできていたかは後で検証されることですので、その辺でできていないとか、それは交付金に合わないとか、そういうようなことがないような対応をしていかなければならないと思いますので、その辺についても、十分それを見据えた上での対応を行うということになるかと思いますが、それについてもご回答をいただきたいと思います。

あと、農道整備のほうはわかりました。今後とも地元の要望に対しては適切に対応していただきたい。やはり4地区あった中では杉戸の農道整備が終わった後、未舗装のところがまだありますので、その辺についても、国の予算がつかないから減額してというのは、私としては余り納得できないんですけど、市単ではできない事業ですので、その辺は、逆に言ったら、もっと国の予算をとってくるようにぜひ努力をしていただきたい。これは答弁は要りません。

3番目に言ったグラウンドの整備ですけど、支障がない期間、2月ということでございます。ただ、ここのキュステの場所にあったようなグラウンドの使い方は、今されていないような状況もあると思いますが、グラウンドが年間について、どんな感じで今使われてきているのかについてお尋ねをしたいのと、あとはやはりキュステ、この文化会館をつくる条件がグラウンド

内に建てると、何回も言っていますけど、その市営グラウンドの、今キュステもできて1年間たちますので、この1年間に、そのグラウンドについて、今、どんな協議がされているのか、それについてお伺いをしたいと思います。

それと、4番目の公共施設の管理計画です。今後の管理計画をつくるための委託料、先ほどあらゆる市内にある公共施設を検証していくんだというようなことでございましたが、あらゆるとなると、相当な数あって、逆に言ったら、この800万円じゃ足りないんじゃないかなというぐらいの規模があるかとも思うんですが、そういう中において、市営住宅なり市道なりについては、別途このような、今後の長寿命化の計画策定が既に行われているということもございますので、その辺との整合性がどのようにとられるのかについてお伺いします。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。初めに、ふるさと応援寄附金の委託料の内訳でございますけれども、まず、お礼の品のほうがおよそこの50%です。あと、「さとふる」というところに委託をしているんですけれども、それがおよそ13%で、あと7%は商品によって変わってるところがあるんですけれども、7%を送料というふうに考えております。

次に、ロケーションサービスの関係でございますけれども、これにつきましては、現在勝浦市商工会のほうで同様の業務ということで実施しておりますけれども、議員おっしゃられるとおり、整合性をしっかり図って調整させていただきながら、今後進めていきたいということで対応させていただきたいと考えております。

また、地方創生に関します交付金について、今後適正な会計を見越した適正な実施が必要ではないかということでございますけど、これにつきましては、地方創生の関係につきまして、PDCAサイクルということで、やったことについては必ず検証して次のアクションにつなげなさいというような流れになっておりますので、それに基づきまして適正な形で対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 次に、吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。市営野球場の代替施設の年間の使用状況ということでありますけれども、ご存じのとおり、北中学校、中学校でありますので、平日の学校の活動等もあります。実際には、日曜日に行われている市の野球協会の主催事業であります春・夏の市民野球大会、また市内中学校の春・秋の大会、また300歳野球、この5つの大会を実施しているのが精いっぱいでありまして、なかなか市内外の野球愛好者が使用するまでは至っておりません。

次に、市営グラウンド、市営野球場の今後についての協議ということでありますけれども、今、お話ししたとおり、支障を来しているというのは事実でございますので、少しでも早く市営野球場のほうを整備していきたいというふうなことは考えております。ただ、場所については、幾つか選択肢はあろうと思いますけれども、今、行っている学校の統合の進展も見ながら検討していきたいというふうに思っております。担当課としては、平成29年度からの第3次実施計画に乗せたいということで内部では検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。今、議員ご指摘のとおり、公営住宅、道路等の長寿命化計画というものもございますので、これとの整合性を図りながら計画策定を進めてまいり

たいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 最初の4点はわかりました。ふるさと納税のほうなんですけど、先ほど企画課へ行って資料をもらってきたら、物すごい量があって、勝浦市にもこれだけのものがあるなら、ふるさと納税は納税としても、早く道の駅をやりたいなというふうなことを思うんですけど、今、野菜から、魚介類から、農産物から、いろいろ対応してもらっている中で、先ほどのパーセントは、お礼の品が50%と13%は委託の手数料ということなんですけど、お礼の品の50%のうち上位10項目というか、どういうものが今この勝浦に対しては、市外の人というか、このふるさと納税をやっている方から興味を持たれているのか、そういうものを分析することによって、これからの勝浦市の産業の発展の一助になるかと思えますけど、その辺の分析とかそういうものが恐らくあると思いますので、米はすごいとか、お魚でも勝浦のキンメがすごいとか、そんなぐあい結構ですので、この50%のうちの割合的にはどんなものが上位にあって、その上位にある米についても、勝浦市内には米屋さんはいっぱいあるし、魚屋にしても、ここにどこが提供元と書いてあるんですけど、こういうものが市内に広く分散して、均等にやってもらえればと思いますので、その辺のことについて、答弁できる部分についてお願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。ふるさと納税のお礼の品の関係でございますけれども、初めに上位の10項目ということでございますが、お礼の品につきましては、勝浦市のほうでは全部で55品目取りそろえてございます。その中で一般的な商品ですとか、変わったところでは体験できるものとかもそのお礼の商品にさせていただいておりますが、さまざま人気がございます、まず1位のほうから申し上げます。1位につきましては、ボイル伊勢エビセットです。これは申し込み数が806件ありました。次に、勝浦産こしひかり（玄米）15キロ、これは746件ございました。勝浦産こしひかりの白米13.5キロ、710件です。また、ひもの詰め合わせ557件、鰹のたたき381件、勝浦産こしひかり（玄米）30キログラム248件、次に、酒蒸しアワビセット242件、次に、バイキングプラン157件、そして最後10位が、勝浦産こしひかり（白米）27キログラムが143件でございます。そのほかにアクアトニックプールの利用券ですとか、ウェットスーツ、これなんかは1回30万円の寄附金でこの商品がお礼の品になるんですが、これは15件出ている。結構金額的には大きなものもございます。

次に、このお礼の品について、なるべく業者のほうを分散ということでございますけれども、まずこのお礼の品につきましては、商品が重複しないような形のことに気をつけて取り組んでいるところもございます。新たにまた申し込みしたい、お礼の品としてお願いしたいということであれば、極力同じものでなくて、できれば違うものについて取り扱っていききたいというのがございます。そういうことから、申し込み順的なものもございますけれども、現在はそういう形で対応させていただいております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○14番（土屋 元君） 私からは、1点だけ質問させていただきます。25ページから26ページの地域活性化・地域住民生活等緊急支援等緊急支援交付金事業であります。これは同僚議員が先ほど質問もさせていただきましたが、私からは、その中の補助金80万円、勝浦市住民主導型地域づ

くり支援事業補助金80万円のことについてお質問します。その中で、質問項目4点あります。

まず1点目は、住民参加のまちづくり事業について、先行型と説明されていますが、これについての具体的な内容を教えていただきたいというのが1点目です。

2番目、今回、地域に暮らす住民みずからが地域の活性化、住民という言葉を使っていますので、その住民ということから、当然対象が「地縁団体」あるいは「自治会等」というふうになっていますが、そういう意味での住民と市民の使い分けをされていますので、ただそのときに「地縁団体」というのはわかります。「自治会」もわかりますが、「自治会等」の具体的な「等」はどういうことに当たるのかを教えていただきたいと思います。

3点目は、今回補助金80万円で2団体ということでございますが、もちろん説明の中で齋藤プランニングディレクターの先生とのお話し合いの中から案が決まったみたいなお話を聞いたのですが、齋藤プランニングディレクターは、今年の4月から皆さんご存じのように、策定するためにいらっしゃって、各地域、各諸団体にヒアリングで各地域の特性とかいろんな課題とかをされて、その上で、策定に当たったと。当然、たくさんの地域の人たちと、あるいは諸団体の人と会っている中で、何で今回、松野ZPと鶴原区なのか、その選定がどのような中でそのようになったのかということでございます。なおかつ、各地域のヒアリングのときに議会本会議でも同僚議員が興津商店街とかそういうものについて来てくれないということの中で、それは先生の自由にさせているということで説明がありました。それについて何も言うことはありませんが、それがどのような選考経過に基づいて今回2団体を提案してきたのか教えてもらいたい。

最後の4点目は、市政協力員は来年の1月の新年会でこの制度についてご説明しますと。そうすると、勝浦市の市政協力員というのはたくさんいますよね。みんなそれぞれ手を挙げたら、宝くじ助成事業じゃないけどくじ引きで決めるんですかというか、そういう説明した後のそういった問題の選定方法について、今、どのように、ただ説明するだけですというだけじゃなくて、選定方法についても、宝くじ事業のときはくじ引きでやりました。しかし、今回はそうはいかないと思いますので、例えば齋藤プランニングディレクターを中心に選考委員会をつくって審査していきたいと思うんですが、もともとこれは国の制度の補助金なので、総枠幾らぐらいいまで、エントリーすればエントリーするほど認めていただけるのか、もちろん無限とはいきませんが、2団体、4団体にするという先ほど説明しましたので、4団体ということは1団体40万円の補助だったら80万円が160万円ということでございますが、もう少し要求しても要求できる性格の制度なのか、これは地域おこし隊ではたくさんしている、自治体のオファーがあれば、行政需要があればどんどんどんどんエントリーして認めてくれる制度に近いんじゃないかと、私は強く思うので確認いたします。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。まず、1点目の先行型の内容ということでございますけれども、これにつきましては、自主的にまちづくりの活動に対して積極的に活動していきたいという団体に対しまして今回、2団体のほうを12月補正予算で上げさせていただいたところでございますが、この2団体につきましては、齋藤PDのほうが市内を回られて、その中で機運のあるところを選ばせていただいているということでございます。

内容につきましては、先ほど申し上げました内容と重複しますが、活動のテーマという

のを基本的に整えさせていただいておりまして、まず、1点目が環境点検、まち歩きなどの現状分析ですとか、地域ビジョンの作成ですとか、具体的なプロジェクトの実施の手順を踏みまして、まずワークショップのほうをやりまして、それから地域づくりをどういうふうにやっていきたいと思いますということを今回検討していきたいということになります。

それで、4点目のご質問に飛んでしまうんですけども、今回、2団体に対して80万円ということで予算要求をさせていただいたんですけども、この40万円につきましては、年度の途中ということで40万円ということでさせていただいております。来年度につきましては、プールで1団体について100万円ということで考えているところでございます。

次に、2番目の地縁団体関係で「等」という言葉を私どもで使ったんですけど、今回、松野地区のほうで平成27年度12月補正でお願いする形になるんですけども、その松野地区のZPという団体のほうが地縁団体にはならないということで、そのような「等」を使わせていただいております。

次に、齋藤PDのほうが地域にヒアリング等をして、たくさんの中でなぜ2団体を選定されたのかという内容でございますけれども、これは齋藤PDのお考えも十分大きいところもあるのですが、まず、いろいろヒアリングを重ねていったときに、一番モチベーションを感じたとか、そういうことで決められているのではないかというふうに思います。

また、4点目の新年会でときに4団体を超える団体の応募があったときはということでございますけれども、そのときについては、齋藤PDを中心といたしまして選考について十分考えていきたいなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○14番（土屋 元君） それでは、2回目、質問いたします。「住民」と「市民」は、例えばそういう説明をしてもらいたかったんですよ。「住民」というのは、自分の居住区一帯の範囲内で、ですから「市民」は横断的で、例えば上野だろうが勝浦だろうがどこでもみんな「市民」ですよ。「住民」というのはそこに住んでいる方、どちらかというと市政協力員の行政区を中心に囲いがあるところに住んでいる方の定義があると思いますので、今回住民参加のまちづくりだから、当然地縁団体や自治会あるいは等、だから松野の団体は松野地区の地域の人たちで構成されているということで、私はそれでいいと思うんですが、そういう形の中で説明していただきたいのと、では、今後は、住民の参加のまちづくり事業というのは、地域じゃなくて横断的で市民がまざり合う、各種団体については余り考えてくれないのか、これは特に答弁しなくてよろしいですが、今回、ちょっとはっきりしないというのが、私が質問した中で無制限に予算がとれるのかというときに、1団体100万円と考えていますと、4団体400万円という内容で考えているという説明がありましたよね。では、10団体だったら1,000万円とれるのかと、無制限でエントリーして国にとれるかどうか聞いているので、それをきちっと答弁してほしいです。

それから、市政協力員に諮ったら、各地域団体でエントリーしたいということであれば、当然それに対して選考委員をつくるけど、選考委員で例えば金額が決まっていなければ幾つまで採択されているのかわからないじゃないですか。4団体で来年は400万円の中で、4団体の中で考えていますよということで新年会で説明するのか、そういうことをきちっとすると同時に、今年の4月から確かに一度、私たち議員には齋藤先生から策定方法について説明がありました。

その後がないんですよ。例えばいきなり今回はヒアリングした中でモチベーションが高い住民、モチベーションが高い行政区の案をやりたいと、こういう説明で、ああそうですかと、手放しで賛成したのかどうか、それをお聞きします。以上です。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。まず、公金というか団体が多くなりまして、予算的に上限が特にならないのかというようなご質問だったと思いますけれども、これにつきましては、基本的に1団体100万円ということで4団体ということで考えているところでございます。

なぜかということになるかと思いますが、まず、齋藤プランニングディレクターのほうも、その地域の中に入っているいろいろな指導する立場というものがございますので、これは4団体が限度じゃないかというようなことで、このような形で4団体というふうにさせていただいております。

また、齋藤PDが各地区に入りまして、モチベーションが高いということで、私は申し上げましたけれども、全般的な地区の対応といういろいろなものを鑑みまして、総合判断をされて選んでいっているというふうに、私は考えております。ですので、今後、これから来年の団体のほうを選んでいくときについては、その辺は齋藤さんのほうとよく相談させていただいて、選定していきたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○14番（土屋 元君） 2回の答弁をいただいたんですが、4団体という言葉では、齋藤プランニングディレクターがそれ以上の団体を抱えて、一緒になってまちづくりをするには困難であろうということでのお考えだと思うんですが、私が聞いたのは、国が1地方自治体400万円が限度ですとか、あるいは1,000万円限度ですよというそういう枠があるのかどうかを、まず聞いているだけでして、齋藤先生が手が足らなかったら、別に齋藤先生以外の人でも地域づくりについて委嘱するというのは、今回、齋藤先生は来年も委嘱するというような方針で、この平成27年度予算説明のときにありました。ですから、来年度も委嘱するということで、当然提案があると思いますが、別に1人じゃなくて、2人委嘱したって、目的は何かといたら、それぞれの地域が活性化すること、どうしたら再生できるかでしょう。齋藤先生が1人で手薄だったら、また1人、2人、3人でも委嘱して、勝浦地域をもっと活性化することが目的じゃないんでしょうか。それが目的ですよ。齋藤先生のために地域づくりを起こすんじゃないですよ。その辺があります。

それから、来年の新年会の場にいきなりこの大事な地域活性化事業、住民の活性化事業を説明する、新年会の前に30分、あるいは質疑応答入れて1時間とって新年会をやるんですか。今までそういう市政協力員の新年会には市から当然行って、市長が挨拶をしたり何かするんでしょうけど、そんな長い時間を説明について、質疑応答時間を、全く適切じゃないところに説明しようとしている。だからこれはあくまでももっと真剣に、席を変えて市政協力員に今回の事業について説明して、ぜひ真剣に考えていただきたいという真剣さがあれば、新年会で予告を出して改めてやるかどうか。それが本当の親切さだと思いますよ。ですから、ぜひ新年会じゃなくて、予告はしたっていいです。後日、新しくふるさと事業、1団体100万円出す事業ですから、そういうことを含めて、ぜひ別の日に、これは要望しておきます。これは答弁くれということは酷でしょうから、要望しておきます。以上です。ありがとうございました。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 私のほうから1点だけ、5ページ第3表の債務負担行為の補正に関してです。債務負担行為の2の変更で、市役所庁舎等自家用電気工作物保安管理業務委託、平成28年度から平成30年度までが359万円だったものが、変更が1,077万円になりました。これの補正の変更の理由についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。今回の債務負担行為につきましては、9月補正におきまして設定させていただいたところでございますが、その後の委託料の精査をしたところ、変更が生じたことから、今回、補正させていただいているところでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 私も1点だけ、27ページの社会保障・税番号制度事業で91万2,000円が計上されております。これは来年1月1日から始まります個人番号カードの交付に伴って本人確認を行う、そのような事業費ということですが、臨時職員を置いて、顔認証で本人確認をするようですけれども、どういう機器を使って、本人確認書類裏書印字ということもやるようですけど、どういうふうにして本人確認する事業なのか。そして、顔という肖像の情報を扱うわけですけど、その情報処理というのはどのようにされるのかということを詳しくご説明いただきたい。

○議長（寺尾重雄君） 藤本議員に申し上げます。答弁の前に、上着を着ていただければと思います。

○1番（藤本 治君） 別室に置いてきてしまったのですが。

○議長（寺尾重雄君） そうですか。では、答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺茂雄君） お答え申し上げます。ただいま個人番号カードの交付に伴いますご質問がございましたが、大きく分けて2つ説明をいたします。1つ目は、本人確認書類裏書印字システム、これは通知カード及び個人番号カードには個人番号のほかに住所、氏名、生年月日、性別の4情報が書いてあります。これは転出その他のことで記載内容が異なることがありますので、変更が起きたときにおきましては、裏書き、サインパネルという記入するスペースがあるんですが、そこに裏書きをする、手書きで行うか、またはシステムを活用して印字するか、ここでは後者を行うためのシステムを今回入れようというのが本人確認書類裏書印字システム借上料です。

次に、顔認証システムのお話がありました。これは備品購入費32万3,000円のことです。個人番号カード交付に伴います顔認証システム運用のためのパソコン及び周辺機器の購入費用でございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） 私がお聞きしたいのは、具体的に個人番号カードを受け取りに来られた方が窓口にお見えになって、カードを交付する際に、カードの顔写真と受け取りに来た方の顔写真を照合するんだと思うんですけども、それをどのようになさるのかということと、照合すると、それぞれその情報がパソコン上に乗ると思うんですけども、その情報はどう処理されるのか、そして、なぜそのようなことをして本人確認を行うのか、これは極めて拡張性が高いやり方ですので、今、4情報ですけども、顔という情報も5つ目の情報として用いるわけですね、マイナンバーには。そういうことはあってはならないと思いますけれども、そういうやっでは

ならないことまでやらないようなガードがかかっていないと、こういう拡張性の高い処理を行うというのは、厳密なルールに基づいてやるべき必要性があるのではないかと思いますので、ちょっと詳しくご説明をいただきたいとお願いしているわけです。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺茂雄君） お答え申し上げます。今回の顔認証システムというのは、個人番号カードを取得された方が窓口に来られるときに成り済まし取得を防止するために、マイナンバーカードについております写真と、実際に本人が来られて窓口でパソコン上に向かってもらって、目鼻口とかの配置を比較するシステムによって本人確認をして、第三者が不正取得することを防止するようなシステムを入れることになっております。

5つ目の情報が顔情報じゃないかというようなお話がございましたが、今回のシステムはスタンドアローンで運用しますので、基本的には、照会が終わりました情報を保有するようなことはございません。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○1番（藤本 治君） ご説明いただいたように、顔という情報をパソコンの中に取り入れて、そして個人番号カードの写真と照合して、本人を確認するということなので、あえてこういう方法によって本人確認をするという、これはNECが開発して、全国一斉にそういうことでこの機器を各市町村が備えているところなわけですが、あえてなぜこんな仕組みを導入するのか、ほかに本人確認の方法がないんだろうかと思うんですけれども、そういう点でこれを導入するということは、限定された使い方をしないと大変拡張性の高いシステムですので、厳密な運用が求められると思いますので、その点について、ここでは臨時職員の方が取り扱われるようなんですけれども、そういった点での厳密さというのはどう担保されるのか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺茂雄君） お答えを申し上げます。まず顔認証システムの利用なんですけれども、まず、目視により同一性が容易に識別できると認められる場合を除いて顔認証システムを活用して本人確認を行うというような通知が国のほうから来ております。2点目の臨時職員が行うということでありますが、臨時職員につきましては、マイナンバー業務の補助として雇用することとして、直接窓口でこの業務を担当するということではございません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。松崎議員。

○11番（松崎栄二君） それでは、1点だけ質問をさせていただきます。42ページ、消防施設費の説明欄の15工事請負費ということで181万5,000円計上されておりますが、説明書で見ますと、4分団の消防署の詰所の解体費ということで、今現在、新しい詰所がJAのスタンドの跡地に完成しつつありまして、もう仕上げに入っております、すばらしい地域防災の拠点ということで評価も高まっております。その残った古い旧詰所を解体するということで予算が計上されておりますが、私も前の議会でも言いましたけれども、非常に危険な建物として、応急処置である程度周りのほうも整ってございましたが、実はこの解体した後の用地も結構危険な場所なんです。というのは、後ろはもとの上野の村役場が高台にありまして、その一部分をカットして、今の詰所をつくった都合上、結局、解体した後、結局崖みたいなものが残っちゃうんですね。そこへ自由に子どもたちも入れるし、いろんな人が入っています。今、そこの上が物すごい草

とか木が生い茂っておりまして、そこの管理も、当然、市有地ですので管理もしていると思います。あと、両脇が崩れているんですよ。毎年少しずつ崩れてきております。そういうところの管理も大変でしょうから、この跡地をどうするのか、どう考えているかお聞きいたします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。齋藤財政課長。

○財政課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。私もあの現場を見させていただいておりますけれども、確かにあそこが崖になっているということで、過去の要望等もございます。ですので、今後、どういう形が一番ベストなのか、それらも含めまして検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。松崎議員。

○11番（松崎栄二君） わかっていると思いますので、ぜひともよろしくお願いします。できましたら、きれいに崩して、実は後ろに墓地があるんです。そういうことで真っ平らにはならないですけど、少し斜面でもっていつて駐車場か何かにしていただければ、今度、上野小学校へ清海小が統合されて、人数も増えるということで、駐車場にもなりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。照川議員。

○4番（照川由美子君） 30ページの社会福祉費、障害者福祉費で、重度心身障害者医療費支給事業費1,170万円の補正についてです。今年8月から重度心身障害者医療費の現物給付化に伴う医療費の増額補正ということですが、1点、現物給付化ということを具体的に説明をお願いします。2点目、市内で対象者は何名になりますでしょうか。この2点を先にお聞きいたします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。まず、現物給付化でございますけれども、一般的に現物給付といいますのは、社会保障給付の一つでありまして、医療保険におきます医療給付、社会福祉の各種サービスなど金銭以外の方法で提供されるものでございまして、今まで償還払いというまして医療機関で受診しますと、一旦健康保険以外の負担分を支払います。その後で市の窓口で領収書等を持参し、申請によります助成を受けていたものを、今回、受給券を交付することによりまして、病院などで提示しますと、医療費を支払うことなく受診できるというような制度になります。

次に、対象者でございますけれども、まず、身障手帳の1級、2級、あるいは療育手帳のマルAの1、2とか、そういう所持者でございまして、該当者合計が431人となっております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。照川議員。

○4番（照川由美子君） 今まで1割を自己で払っていて、そしてその後申請するということで、今回の受給券ということでは大変助かるのではないかなと思います。質問ですが、431名の中に特定疾患の保健所管轄、難病と認定されている方はこの中に含まれているのかどうか、国、県の医療費というところで理解はしていたんですが、この面については対象の中に入っているかどうかをお聞きいたします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。特定疾患の関係ですけれども、この中に対象者に含まれております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。照川議員。

○4番（照川由美子君） 了解いたしました。そのような形で受給券発行していただいて、このようになったのは、最初は現物給付化になった主な要因というのは一体何だろうかと思っていたのですが、受ける立場に立っての改革ということで了解いたしました。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号は総務文教常任委員会へ、議案第63号ないし議案第66号、以上4件は産業厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

休 会 の 件

○議長（寺尾重雄君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明12月12日から12月16日までの5日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、12月12日から12月16日までの5日間は休会することに決しました。

12月17日は、午後1時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（寺尾重雄君） 本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後1時49分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第53号～議案第66号の上程・質疑・委員会付託
1. 休会の件